



—— アシストセンター 事始めのころ ——

市川啓子

(在任期間 平成21年4月～27年3月)

アシストセンターが設立10年を迎える今、久しく開くことのなかった最初の6年間の活動記録をこの機会に改めて読んでみると、開設から一期と二期それぞれ3年間の在任中は救済委員としての役割と同時に、子どもの人権とは何かについて私自身に問いかけ、明快な答えを求め続けていたような気がします。

一期目 ～寄せられる相談を通してアシストセンターの方向を見出す～

開設当初、全国的には先行する子どもの権利救済機関が10か所ほどあり、様々な形で参考にさせていただきました。その中で印象に残っているのは、他都市ではほとんどの場合教育委員会が基盤となって設置され、教育と福祉にまたがる第三者機関として位置付けられているものが多いこと、人口規模などの違いもさることながら、何よりも「人権」に対する考え方や風土によってアプローチの方法も異なるということです。

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」は総合条例といわれるものです。全般的な子どもの権利の保障について述べられ、救済委員は子どもにとって大切な「権利」の侵害があった場合に、その是正のための調整の役割を担っていると明記されています。〈子どもの権利の侵害〉の具体的な中身については「いじめ」や「虐待」が挙げられていますが、子どもに関しては教育や福祉の分野ですでに長い歴史を持つ活動がなされている中で、私たちにどのような役割が求められているのか。事務局を中心に組織は整えられていたものの、「子どもの権利」という言葉そのものが違和感を持たれる風土が依然としてあり、とくに教育現場からは「これ以上子どもを甘やかすのか」という声もある中での先行きの見えないスタートになりました。

開設初日。前日に顔を合わせたばかりのスタッフ（救済委員、調査員、相談員）の連携など、組織として期待されるありかたはどのようなものなのか。開設を待ってどのような難題がやってくるのか…子どもをめぐって、学校などとのこじれた関係に悩む保護者からの深刻な相談がある場合はどう対応すべきか…等々。アシストセンターの電話が鳴るたび

に心臓が大きく波打つような時間が過ぎたのを記憶しています。

手探りで始まった救済委員としての仕事は、週に8時間。相談者との一つひとつの関わり（主として電話による相談）が丹念に記された記録を読み、担当者と情報を共有しながら対応について協議していくことが主となりました。

相談活動は、当初、子どもの権利が侵害されたとする声を受けるものとして位置づけられていました。いわば、その後の調査・調整については救済につながる入口的役割という想定です。しかし実際には、子どもは学校や家庭でつらい目にあっていても、見知らぬ大人からの介入はむしろ望まず、胸の内を言葉にすることで、苦しい思いを聞き取ってほしいと願っていることが伝わってくるが多かったのです。いじめの相談などでも「担任の先生にこちらからお話しして善処してもらおうか」など介入を打診すると、連絡がなくなることもありました。電話やメールなどでの数十回にも及ぶやり取りも少なくありませんでしたが、匿名性が守られることにより本音で話す子どもの言葉は、耳を傾けてくれる他者の存在を得て、時として自らを変えていく驚くほどの力を持っていることを感じさせられることもありました。

一期目はまた、無名のアシストセンターの活動を理解してもらうために、外部からの評価の対象となる相談数や調整活動数などのいわば外枠固めに力を入れた時期ともなりました。

二期目 ～自己発意の調査・無戸籍の子ども～

アシストセンターが他の相談機関と異なるのは、相談を受けるだけではなく、実際に子どもの困難な状況を変えていくよう様々な機関に働きかけていく機能を持っている点です。

その一つに自己発意の調査があります。具体的な事例を通して子どもを巡る状況を把握し調整活動を行うことができると同時に、社会に発信しつつ、改善を求めていくものです。自己発意の調査とはまた、当事者から調査・調整の希望がなくても、子どもの権利を守る立場から、救済機関として積極的に関与できる方法です。

アシストセンターが自己発意の調査として行ったものの一つに無戸籍の子どもの権利侵害状況調査があります。

ある日、市内の学校の先生から、担任しているクラスの子が無戸籍の状態に置かれているが、何とか救済できないかという相談が寄せられました。戸籍がない、すなわち自分の存在を証明するものがないというのは、究極の意味での子どもの権利侵害といえるのではないかと。何よりも乳児、幼児そして学童期にわたる子どもの成長に必要な行政のサービスは差し障り

なく受けられているのだろうか、という視点から調査が開始されました。子どもに関係する札幌市内外の機関の協力を得てアンケートを行った結果から、札幌市内小中学校には4～5名の無戸籍の子どもがいることが判明しました。将来的には婚姻やパスポート取得の際に戸籍の証明が必要となるものの、教育や福祉の面では様々に例外的な取扱い等があり、現実的な不利益は被っていないということでした。調査結果と、少し煩雑な手続きは必要になるがこれからでも戸籍の取得は可能であることなどを伝えて終結になりました。

各機関へのアンケートからは子どもを巡る様々な配慮がなされているのが伝わってきて、ふだんはあまり意識することのない事柄なのですが、私たちの生活の中に血の通った行政サービスがいき渡っているのを感じた事案でした。

今年、2019年に入って間もなくから、親からの虐待により幼い子どもが死亡する悲痛な事件の報道が続きました。政府も3月に入ってにわかに子どもの虐待を防ぐ法案の整備などに取り組む姿勢を表明しました。昨年の虐待通報件数は10年前の4倍近くにも上るということですが、国全体を挙げた取り組みがやっと始まったようです。最新のニュースでは、親のしつけの名のもとに行われる体罰の禁止を明確に盛り込んだ条例を制定する動きも報じられています。虐待の背景には貧困や、すぐには解決できない複雑な家庭問題があると指摘されています。また孤立した、孤独な子育てを余儀なくされている親をサポートすることで、子どもに向かいがちな攻撃性を減らそうとするプログラムも試みられていますが、一時の社会の関心事で終わらないよう見守る必要があります。

社会が若い世代の子育てに過剰に干渉するのではなく、私たち大人が身近な一人ひとりの子どもの育ちに関心を持ち続けることが最も大切なことなのではないかと思います。名前は知らなくても、会った時に挨拶を交わせる子どもが増えれば、周囲が子どもの変化に気づく機会も多くなります。

子どもの権利を守るとは、子どもが発するメッセージを受け止めて、大人としての在り方の方向性を見出していくことだと思います。したがって時代によっても、子どもに関わる人々の価値観によっても内容は違っていくのは否めません。そのように形は様々でも、子どもの最善の利益を実現するという視点は不変であるべきでしょう。現代では失われつつあるといわれる「つながり」、とくに成長にとって不可欠な家族間、子ども同士、さらには見知らぬ大人であっても、関わる人々との質の良いつながりが保障されることが何よりも大切だと思います。

子どもの権利の保障は、大人の責務と同義語なのです。